

産禅洞だより

■ 岐阜環境医学研究所・座禅洞診療所
 ● 呼吸器疾患・禁煙治療・漢方相談
 診 察 日：月曜・木曜・金曜
 受付時間：9:00~12:00、
 〒502-0017 岐阜市長良雄総878-16
 IP Tel:058-295-9545
 FAX:058-296-3903
 E-mail:zazendoh@ccn.aitai.ne.jp
 http://zazendoh.town-web.net/
176号 2018.11.1.
 毎月1回発行 座禅洞診療所 松井英介



特別報告者 バシユクト・トゥンジャクさん

赤ちゃんや子どもたちに配慮を

松井 英介

去る10月25日、国連人権理事会で有害物質の管理・処分などを担当するバシユクト・トゥンジャク特別報告者は、東京電力福島第一原発事故で避難した子どもや出産年齢の女性について、事故前に安全とされた被ばく線量を上回る地域への帰還を見合わせるよう、日本政府に要請する声明を発表しました¹⁾。

日本政府は被ばく線量が年間20ミリシーベルト以下を避難指示解除要件のひとつとしていますが、トゥンジャクさんは事故前に安全とされていた年間1ミリシーベルト（mSv）以下が適切だとの見方を示したのです。

年間1mSvといえば、国連人権理事会が選任した「達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」に関する特別報告者アナンド・グローバーさんの報告書（グローバー勧告）があります。グローバーさんは、福島第一原発事故の翌年、2012年11月から26日にかけて福島県を中心に広範な地域を訪れ、原発労働者、市民グループ、専門家などにインタビュー、フクシマ事故後の人権状況に関する事実調査報告書（2013年5月、国連文書番号A/HRC/23/41/Add. 3）をまとめました。私も彼のインタビューに応じたひとりです。

このグローバー勧告の最も重要なエッセンスが、年間1mSvなのです。

放射線の影響を最も受けやすい胎児、子ども、妊婦に配慮し、健康被害を防止するための最大限の施策を日本政府に求めたのです。同勧告49を以下に引用します。

49. 日本政府によって導入される健康政策は、科学的証拠に基づいて導入しなければならない。健康政策は、健康に対する権利の享受への干渉を、最小化するように策定されるべきである。放射線量の限度を設定する場合、健康に対する権利に基づき、特に影響を受けやすい妊婦と子どもについて考慮し、人々の健康に対する権利に対する影響を最小にするよう要請する。低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性はあるので、避難者は、年間放射線量が1mSv以下で可能な限り低くなった時のみ、帰還することを推奨されるべきである。その間にも、日本政府は、全ての避難者が、帰還するか、避難続けるかを自分で決定できるように、全ての避難者に対する財政的援助及び給付金を提供し続けるべきである²⁾。

胎児や乳児へのストロンチウム90など核物質の影響については、スターングラスさんの本「赤ん坊をおそう放射能」を、ぜひともお読みください³⁾。

【参考文献・資料】

- 1) 子どもの帰還見合わせ要請 2018年10月26日付東京3面など（共同通信配信）
- 2) 国連「健康に対する権利」特別報告者アナンド・グローバー氏・日本への調査（2012年11月15日から26日）に関する調査報告書（仮訳：2013年6月27日 修正版）文責 ヒューマンライツ・ナウ翻訳チーム
- 3) E. J. スターングラス著/反原発科学者連合訳「赤ん坊をおそう放射能—ヒロシマからスリーマイルまで」（1982年）新泉社